

返戻金規定

返戻金制度に関する事項

紹介により就職した紹介者が、入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は、本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、支払われた紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還致します。

- | | |
|---------------------------|------|
| ① 入社前辞退 | 100% |
| ② 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| ③ 入社後1ヶ月以内2か月に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| ④ 入社後2ヶ月以内3か月に雇用契約が終了した場合 | 20% |

ただし、紹介予定派遣の場合は、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金規定は適用しません。

また、返戻金規定は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合があります。